

アンデス共同市場と外国貿易

—貿易自由化計画、対外共通関税、対外共通外資政策を中心に—

粕 谷 慶 治

目次

- 一 はじめに
- 二 アンデス共同市場
 - (+) 成立の経過
 - (+) 目的と機構
 - (+) アンデス開発公社
- 三 アンデス共同市場における諸政策
 - (+) 域内貿易自由化計画
 - (+) 対外共通関税
 - (+) 共通外資政策

一 はじめに

一九六〇年二月に、モンテヴィデオ（ウルグアイ）で、ラテンアメリカ自由貿易連合を設立する条約いわゆるモンテヴィデオ条約が署名され、翌一九六一年六月一日に発効して L A F T A が正式に発足した。L A F T A はその目的アンデス共同市場と外国貿易

において将来、自由貿易地域から共同市場へと漸進的に移行する計画であったが、統合の過程において、アルゼンチン、メキシコ、ブラジルの三大域内先進国とその他加盟国との格差が拡大するによんで、三国以外の加盟国の不満が高まり対立が生じてきた。

い)のような状況を背景に、ラテンアメリカ諸国は、CACM（中米共同市場）、ANCOM（アンデス共同市場）、CARICOM（カリブ共同市場）と規模の経済を求めてグループ化の傾向を示す時代に入つてゐた。しかし、広く肥沃な土地と資源や気候にも恵まれたこの大陸は、アメリカの植民地としての時代に訣別をつけ、政治的にも経済的にも近代独立国家としての歩みを進めているが、各国の経済の不安定性と大きく異なる成長の過程が、統合体としての共同市場の困難さを明瞭に示している。

本稿では、このうち現在もとも活発な活動を続いているANCOMに視点をあて、世界経済の中における共同体の貿易のあり方を貿易自由化計画、対外共通関税、共通外資政策を中心に考察するものである。

二 アンデス共同市場 (Andean Common Market)

(一) 成立の経過

LAEFTA（ラテンアメリカ自由貿易連合）加盟国のうち、アンデス地域に位置する国々が、より強い結束を目的としてサブリージョナル（subregional）な経済統合の構想をもつて一九六六年、コロンビアとチリ一々主唱国にボゴタ宣言をおこなつた。い)の構想は、翌一九六七年四月、ブンタ・デル・エステでおこなわれた頂上会談で正式に受

け入れられ、同年八月のカラカスにおける混合委員会で、アンデス統合協定およびアンデス開発公社の設立へと構想が発展した。基本協定の原則は、LAFTA外相理事会により承認され、一九六八年二月、草案作成が開始された。

本協定は、いわゆるカルタヘナ協定（El Acuerdo de Cartagena）^① 正式には、サブリージョナル統合協定（El Acuerdo de Integración Subregional）として、一九六九年五月、ペルーを除くボリビア、コロンビア、チリー、エクアドル、ペルーの五ヶ国が署名し、加盟各国の批准、LAFTA事務局への通告をもって一九六九年十月に発効、いよいよアンデス共同市場（ANCOM（Andean Common Market—El Mercado Común Andino））が正式に発足した。また一九七三年一月、ペネズエラが加盟して、アンデス共同市場は六ヶ国によつて構成される」となった。

注

① いの協定は、モンテヴィデオ条約ならびにラテンアメリカ共同市場外務大臣協議会決議第一〇一号おもち一〇二号に基いて締結されたすアリージョナル統合協定である。

II 目的と機構

共同市場が目的とするところは、協定第一条で「加盟国の均衡かつ調和のとれた発展を助成し、経済統合を通じて各国の成長を促進し、……LAFTAの共同市場への転換に有利な条件を確立し、もつて最終的には、地域住民の生活水準の恒久的改善を図ること」と規定されている。同時に加盟国間の格差是正および統合によってもたらされる利益の公平な分配がおこなわれるための協定でもある。いの目的達成のため第三条において次のような機構および方式を採用することとなつた。

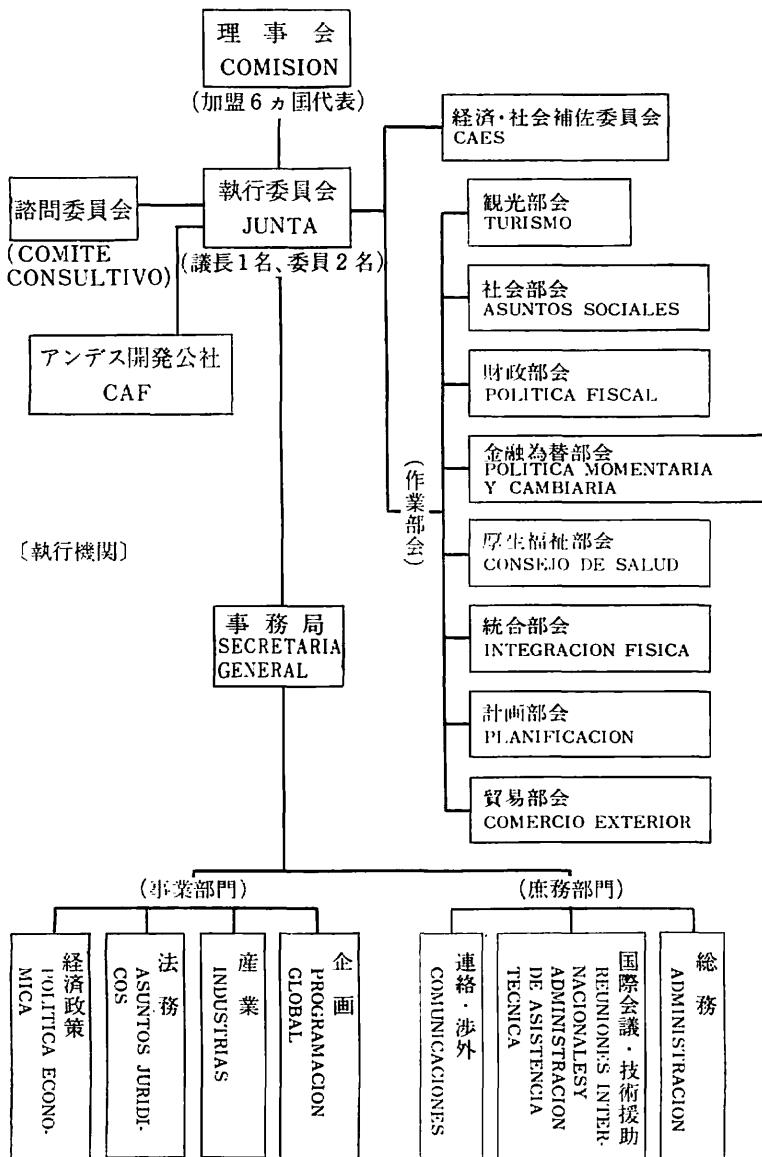
(a) 経済社会諸政策の調整および関連事項に関する国内立法の調和

アンデス共同市場と外国貿易

アンデス共同市場構成図

〔最高決議機関〕

〔補助機関〕



(b) 工業化についての共同立案およびその推進と部門別工業開発計画の実施

(c) 域内貿易自由化計画

(d) 対外共通関税

(e) 農牧部門の開発促進計画

(f) 域内外からの資金導入と共通外資政策

(g) ボリビアおよびエクアドルにたいする特恵待遇

この共同体は、事務局（リマ・ペルー）を中心として、理事会（La Comisión 各国代表各一名）を政策決定の最高機関として、その下部機構として執行委員会（La Junta）が設置されている。理事会および執行委員会への答申機関として諮詢委員会（El Comité Consultivo）があり、執行委員会の補佐機関として各十五名の企業家・労働者代表からなる経済社会補佐委員会（El Comité Asesor Económico y Social）がある。

事務局は、庶務部門と事業部門に二大別され、庶務部門としては、総務・国際会議・技術援助・連絡・涉外の各部門に、事業部門は企画・産業・法務・経済政策の各部門に細分されている。

（アンデス共同市場機構図参照）

③ アンデス開発公社（Corporación Andina de Fomento）

この公社は、アンデス地域の統合を開発・金融面から推進することを目的として、ボリビア、コロンビア、チリ、エクアドル、ペルー、ペネズエラの六ヶ国により一九六八年「アンデス開発公社設立のための協定」により設立が決定した機関である。

アンデス共同市場と外国貿易

その目的達成のため

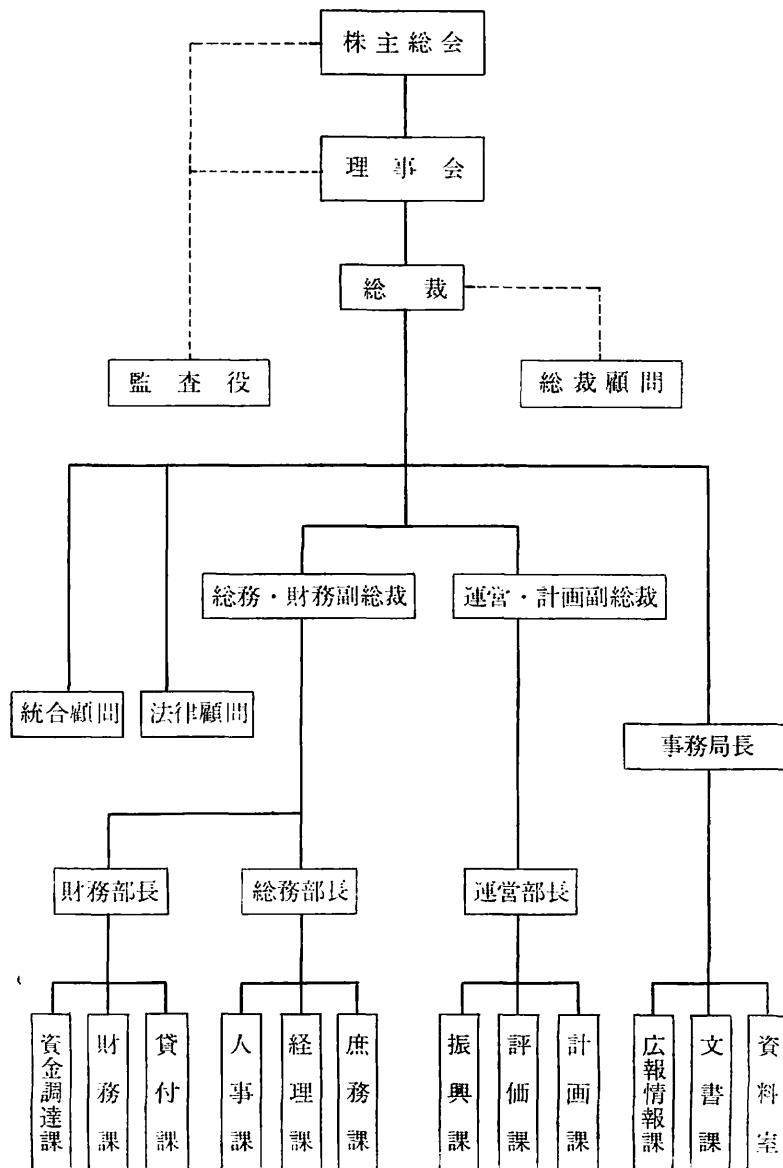
- (イ) 開発プロジェクトの発掘およびその投資機会に関する調査
 - (ロ) 多国籍もしくは補完関係にあるプロジェクト実施のための技術・資金援助
 - (ハ) 会社設立もしくは域内企業への資本参加
- (二) 域内工業開発部門への融資および支払保証
- (三) 域内外からの信用の受入れ
- などの事業をおこなつてゐる。

本部は、ベネズエラのカラカスにおかれ、資本金二、五〇〇万ドル（授權資本一億ドル）、その構成は、加盟各國政府各一〇〇万ドル、計六〇〇万ドル（A株券）、および域内政府・公共機関、私企業、個人の持株（B株券）一、九〇〇万ドルからなつてゐる。将来の資金導入も積極的におこなわれ、その道も株券として開かれてゐる。

現在までに承認された主要なプロジェクトには次のようなものがある。

米穀サイロ建設計画（ボリビア）、石油化学コンビナート（チリ）、板ガラス・プラント（エクアドル）、非鉄金属商業化計画（ボリビア）、マグロ漁業コンビナート（エクアドル）、石灰石開発・セメント・プラント建設計画（エクアドル・コロンビア共同出資）、これら計画にたいする承認は、技術調査委員会により検討され、理事会に答申されてからおこなわれる。

アンデス開発公社(CAF) の機構図



III アンデス共同市場における諸政策

(1) 域内貿易自由化計画 (Programa de Liberacion)

(1) 自由化計画とその政策

自由化計画は、すべての加盟国領域内の原産品 (productos originarios del territorio de cualquier país miembro) の輸入にかかる課徴金 (los gravámenes) やよびある種類の制限 (las restricciones de todo) を撤廃するゝを以て (eliminar) を目的としてゐる。(第四一条) いひて、「課徴金」は、関税ならびに同様の効果をもつ財政、通貨または為替上の一切の追徴金で、輸入に関するものを指し、「あらゆる種類の制限」とは、加盟国がそれにより一方的な決定をもつて輸入を阻止ないし困難にする行政財政・為替上のあらゆる措置をいう。(第四二条) すべての種類の制限は、おそらくも一九七〇年十一月三一日までに撤廃されるものとされた。(第四六条) 特定加盟国が一方的に採用した措置が、課徴金または制限に該当するか否かは執行委員会が認定する」となつてゐる。(第四三条) この自由化計画は、自動的 (automático) かつ取消不能 (irrevocable) として一九八〇年十一月三一日までに完全自由化に到達する (para llegar a su liberación total a mas tardar el 31 de diciembre de 1980) ことを目標としてゐる。(第四五条)

この計画の実施にあたり、次のような規定が設けられてゐる。

(イ) LAFETA共通リスト品目に関する関税障壁の撤廃 (一九七〇年六月末まで)

これは、モンテヴィデオ条約第四条に定める共通リストに含まれ、もしくは含まれぬやあらう品目に関するもので

ある。(第四十五条)

(四) 域内未生産品目にたいする関税障壁の撤廃（一九七一年二月二八日まで）。

これは、サブリージョンのいずれの国においても生産されていない品目にして、当該品目表に含まれるものに関するものである。この品目に関する関税は一九七一年二月二八日までに全廃されなければならない（第五〇条）こととなつてゐる。

(五) 域内生産品目にたいする関税障壁の撤廃

先に述べたごとく、すべての種類の制限は、おそらくとも一九七〇年一二月三一日までに撤廃されることとなつてゐるが、「ただし、部門別工業開発計画のため留保された品目に適用される諸制限は、これから除外され、それらは当該部門別計画もしくは五三条の規定にしたがつてその自由化が始まる時に撤廃される」こととなつてゐる。（第四六条）（次項参照）コロンビア、チリおよびペルーにたいしては、それぞれの関税表もしくは国別リストにおける最低関税率を適用し、当該品目のCIF価格の従価一〇〇%を超えず、一九七〇年一二月三一日の関税水準に引下げられるものとなつてゐる。また残余の関税は、一九八〇年十二月三一日に完全自由化に到達するまで、年率一〇%の引下げによつて撤廃されてゆくものとなつてゐる。（第五一条）

(六) 工業開発部門別計画留保品目にたいする関税障壁の撤廃

前項にみたごとく、原則として、工業開発計画に留保された品目は、その自由化が始まる時となつてゐる。その品目に関する部門別工業開発計画の承認は、一九七三年一二月三一日までに提案され承認されこととなつてゐるが、それまでに計画に採用されていない対象品目については、一九七五年一二月三一日まで計画が延期されたものとみな

していふ。(第四十七条) はの期限内に計画に合められなかつた品目については、次の方式で自由化されるものとしている(第五十三条)

(a) 各場合に応じて、一九七三年一二月三一日、もしくは一九七五年一二月三一日に関税は撤廃される。

(b) 一九七三年一二月三一日に関税撤廃を開始すべき品目は、一九八〇年一二月三一日までに、残された期間に合わせて調整する。一九七五年一二月三一日に自由化を開始すべき品目については、五ヶ年間に分割撤廃し、その引下げ率は、第一年目より順次に五%、一〇%、一五%、二〇%および四〇%とする。

(ii) ボリビアおよびエクアドルにたいする特別制度 (Regimen Especial para Bolivia y El Ecuador)

この両国にたいする特別制度は、本協定の第一二章・第九一条から第一〇八条にわたつて規定されてゐる。その目的としては、この両国が、域内の工業化および貿易の自由化の利益に、有効かつ即時に均霑するといひ、*(mediante su participación efectiva e inmediata)* よつて速く経済開発速度に到達し、開発格差を漸減せらるといひ得る特別待遇および誘因を確立しなければならぬ(Deberán establecerse tratamientos diferenciales e incentivos que compensen las deficiencias estructurales..... y aseguren la movilización y asignación de los recursos indispensables para el cumplimiento de los objetivos.....) と規定せらる。 (第九二条) 必要な場合には、両国の大半は排他的な利権および特恵措置 (ventajas exclusivas y tratamientos preferenciales) を考慮しなければならぬ。
(第九五条) 両国領域の原産にかかる産品の輸入にたいし、取消不能やかゝ他に及ぼさない方法や (en forma revocable y no extensiva) 両国にたいし関税および一切の制限を撤廃せらるといひ得る。(第九六条)

次項にかかるネガティブリスト品目＝除外品目についての特例措置は、ボリビアについては、L A F T A 関税分類表による二五〇品目を超えない品目および五〇の副品目、エクアドルについては、六〇〇品目を超えない品目を掲げることができ、これらの品目は、おそらく一九九〇年一二月三一日までに関税および他の制限を完全に撤廃することとなつてゐる。(第一〇二一条)

(イ) ネガティブリスト品目 (除外品目＝las lista de excepciones) の段階的引下げと完全自由化

加盟国は、自由化計画および対外関税設定の手続からの除外を求めるため、現在サブリージョンにおいて生産されている品目のリストを執行委員会に提出することができる(第五五一条)こととなつてゐる。ただし一九七〇年一二月三一日の期限までに、そのリストを提出しない場合は、権利放棄とみなされることにもなつてゐる。この条項は、実施にあたり国によつて特別の規定がある。コロンビアおよびチリーについては、L A F T A 関税分類表の二五〇品目を超えることができなず、ペルーの場合は、その分類表の四五〇品目を超えることができないこととなつてゐる。

これら品目の自由化については、ペルーは一九七四年一二月三一日までにその除外品目数リストの品目数を二五〇品目に、一九七九年一二月三一日までに二五〇品目に減少せねばならない。また、各国とも除外品目リストに含まれる品目は、おそらく一九八五年一二月三一日までに、その関税およびその他の制限を完全に撤廃され、対外共通関税表により保護されることとなつてゐる。この期間を超えて若干の除外品目を維持することができるが、延長時間は四ヶ年、除外品目数は二一〇品目を超えることはできない。すなわち、一九九〇年までには完全に自由化されるわけである。

域内貿易の推移

(輸出ベースFOB、単位：1,000ドル)

| 輸出国 | 輸入国 | ボリビア | コロンビア | チリ | エクアドル | ペルー | ペネズエラ | 合計 |
|-------|------------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| ボリビア | 1967 71 | | 3 3 | 813 2,387 | 2 0 | 2,021 8,126 | 0 25 | 2,839 10,541 |
| コロンビア | 1967 71 | 163 1,091 | | 1,856 16,778 | 5,614 22,394 | 5,669 38,066 | 4,148 4,558 | 17,450 82,887 |
| チリ | 1967 71 | 1,048 832 | 1,412 11,751 | | 1,571 3,733 | 6,738 8,526 | 5,261 2,346 | 16,030 27,187 |
| エクアドル | 1967 71 | 99 104 | 5,787 7,173 | 3,962 9,196 | | 1,758 5,032 | 45 107 | 11,651 21,612 |
| ペルー | 1967 71 | 1,317 2,016 | 3,545 9,427 | 8,003 5,742 | 1,202 4,155 | | 4,216 5,429 | 18,283 26,769 |
| ペネズエラ | 1967 71 | 0 14 | 5,057 8,574 | 31,642 12,626 | 11,747 7,807 | 9,865 10,989 | | 58,311 40,010 |
| 合計 | 1967 71 | 2,627 4,057 | 15,804 36,928 | 46,276 46,729 | 20,136 38,089 | 26,051 70,738 | 13,670 12,465 | 120,564 209,006 |

伸び率：73.3%

資料 JETRO 73-ECB アンデス共同市場 1974

(2) 自由化計画との進展状況

ペネズエラの共同市場加盟が決定した七三年以降、リマ合議書では、カルタヘナ協定の附屬として

(1) 批准書提出後一二〇日以内に、合計四五〇品目以内（共通リスト品目二五〇、

コロンビア、チリ、ペルー三国にたいする個別リスト品目二〇〇）のネガティブリストを作成すること

(2) コロンビア、チリ、ペルー三国は、

現行ネガティブリストに三〇以内の例外品目を追加することを認める。

(3) エクアドル、ボリビアについても、三〇以内の例外品目の追加を認める。

の条件が付加された。

このような貿易自由化政策の進展が、計画の実施をもって結果として次のようにあらわ

れている。コロンビア、チリ、ペルー三国間において、第一段階として、LAFTA第一期共通リスト品目に含まれる一七五品目が自由化されたことである。（一九七〇年四月）

域内貿易についても別表の通り、貿易総額（輸出ベース）で、一九六七年に一億二〇〇〇万ドルであったものが、一九七一年には二億九〇〇万ドルへと七三・三%の増加を示している。

また前記三国において域内取引における関税および貿易制限が撤廃されている。このように一九八〇年にむけて貿易自由化や関税引下げなどが着実に、段階的に実行に移されている。

（二）对外共通関税（Arancel Externo Común）

現在は、各国不統一の関税を設けているが、対外的に共通関税を実施するべく、その期限を一九八〇年一二月三一日と約束している。（第六一条）それまでの経過措置として次のような規定がある。

（イ）对外共通最低関税（Tl arancel externo mínimo común）の承認（第六三条）

一九七〇年一二月三一日以前に理事会は、对外共通最低関税を承認すること。この最低関税を実施する目的は次のところにある。

- (a) サブリージョンの生産にたいする適正な保護を設けること。
- (d) サブリージョンにたいする一つの特惠幅を漸進的に創設すること。
- (c) 対外共通関税の実施を容易にすること。
- (b) サブリージョンの生産効率を高めること。

（ロ）関税撤廃品に関する对外共通関税の実施

自由化計画履行のため、ある產品について關稅その他の制限が撤廢されたときは、各場合に応じ對外共通關稅表もしくは對外共通關稅表に定められた關稅率が完全、かつ直ちに適用されるものとされている。（第六五条(b)）

(iv) 段階的關稅引き下げによる調整

自國關稅が、對外共通最低關稅より高率の場合、加盟国は、對外共通最低關稅率への接近を、一九七一年一二月三日に開始しなければならないとする規定により、段階的に自國關稅率を引き下げなければならない。その手続は、年度毎に系列的かつ自動的に履行され (*cumplirán dicho proceso en forma anual, lineal y automática*)、一九七五年一二月三一日に完全に実施されるようにするものとすると規定されている。（第六四条）すなわち、七一年末にはじまり、毎年二〇の引下げにより調整されることとなる。

また、部門別工業開発計画の対象となっている產品については、對外共通關稅について当該計画が設定する規準により段階的に引き下げられることとなる（第六五条(a)）

(v) 例外規定

エクアドル、ボリビアについては、前記(iv)の規定にもかかわらず、同品目については、各國の關稅率を出發点として第一回の引下げが一九七六年一二月三一日におこなわれることを認めている。（第一〇〇条(f)）また、リマ合議書ではベネズエラは、七三年末の一般最低關稅率へ近づくよう努力し、七五年末までには完全実施しなければならないと規定している。

(vi) 適用の延期その他

サブリージョン内で生産されない產品に関しては、その生産が開始されたことを確認するまで共通關稅の適用を延

期するにいかがやむ。ただし、新産品が、サブリージョン内の供給を正常にみたすために充分でない場合は、サブリーニングの生産の保護と正常な供給の確保との両方の必要性を調和させるための必要な措置が理事会ではかられる。

(第六五条)

⑩ 共通外資政策

この政策は、貿易自由化計画、对外共通関税政策と段階的に進められてきた統合過程の一環として一九七〇年一一月二一日、外国投資の受け入れ、商標特許などについての共通政策として承認されたカルタヘナ協定常任理事会決議第一四号（Decision No. 24）によつて調印された。その後若干の修正を経て七一年七月より実施された。正式には「外国資本の取扱いならびに商標、特許、ライセンス及びロイヤリティに関する共通制度」（Régimen común de tratamiento a los capitales extranjeros y sobre marcas, ratentes, licencias y regalías）によつて、五章五十五条规定され、そのほか経過規定および附屬（外国投資の許可・登録・管理に関する基準）がついている。

本協定の前文や、その田代文書の内容が示せば、それがよりよく、外資（el capital extranjero）と「それが定着する国の資本形成（la capitalización）を促進（estimular）」や「過程の民族資本（el capital nacional）の広範な参加（la participación amplia）を促進（estimular）」、地域統合の障礙（obstáculos）となるない、各加盟、ラテンアメリカの経済開発に重要な寄与をなす（realizar un aporte considerable）」によつてボガタ宣言（La Declaración de Bogotá）の上りたる、「域内の企業が発展して、地域市場を有効に充足し得るような強力な財政的技術的な裏付（un vigoroso respaldo financiero y técnico）」による（統合の）強化をはかる「必要性を確認（el anuncio）」（La Declaración de Punta del Este）」との協定を採択したとしている。その宣言内容は、九項目からなつ「チベコーナ

三)の開発計画の立案および市場の拡大は、色々な生産部門における新規投資の要求を生ぜしめる (generarán requerimientos de inversión) やあらへ。その結果、カルタヘナ協定が生ずる恩恵が、本件規約に定義された内国企業または合弁企業 (las empresas nacionales o mixtas) を益す (favorezcan) ようにするため、同協定により創設された新たな諸条件に合致した外国投資にたいする共通規則を制定する必要がある」を主内容とするものである。(第一項)

い)の共通制度の内容は、次のやうなものである。

(イ) 語句の定義

(a) 直接外国投資 (Inversión Extranjera Directa) 國外からの外国の自然人または企業の資産 (propiedad) を自由交換性を有する通貨 (monedas libremente convertibles)、工場アリヤ (plantas industriales)、機械類または機械設備 (maquinaria o equipos) の形で、企業による (los aportes) にて、当該価格の再輸出 (la reexportación de su valor) よび利潤の送金 (la transferencia de utilidades) に関する権利を与えたものとする。同様に、国外送金の権利を認められた自國通貨による改済が、直接投資とみなせね。

(b) 内国企業 (Empresa Nacional)

受け入れ国に設立された企業で、その資本金の八〇%以上が内国投資家 (Inversionista Nacional) に属するもの。

(c) 合弁企業 (Empresa Mixta)

受け入れ国に設立された企業で、その資本比率 (una proporción) の五一%から八〇%までが内国投資家に属するもの。

(d) 外国企業 (Empresa Extranjera)

内国投資家の資本金が五〇八九六千六百四十五万一千五百四十一日圓。

(e) 新規投資 (Inversión Nueva)

現存企業 (empresas existentes) による新設企業 (empresas nuevas) による新設企業は、一九七一年一月一日以降に実施される投資。

(f) 再投資 (reinversión)

直接外国投資より生じた未分配の利潤 (las utilidades no distribuidas) の一部または全部を、それを生み出した企業に再び投資するもの。

(g) 申請および許可 (presentación y autorización)

加盟国への投資を希望する外国投資家は、当該国の権限ある機関 (organismo nacional competente) に申請書 (la solicitud) を提出し許可を受けなければならぬ。(第一條)

加盟国は、既存企業で充分賄われてゐる判断され (consideren adecuadamente atendidas) 分野における直接外国投資は許可してはならないことを認め。同様に内国投資家の所有する株券 (acciones)、参加証券 (participaciones) または債権 (derechos de propiedad) の取得を目的とする直接外国投資も許可せられぬ。(第二條) 内国企業または合弁企業への外国投資家の参加は、それが当該企業の増資に関する場合で、かつその参加により国内企業あるいは合弁企業としての性格が変更されない限り許可される。(第四條) その投資額は、自由交換性を有する貨幣で登録される。(registrar) (第五條)

アソシエス共同市場と外国貿易

公共事業部門 (el sector de servicios publicos) においては、外国企業の設立も新規の直接外国投資も認められない。公共事業とは、上水道・電力および電灯、清掃および衛生事業、電話、郵便および電信業務のことと指す。(第四一条)

保険、商業銀行およびその他金融機関の部門にたいする新規の直接外国投資は認めない。現存の外国銀行は、本制度発効後三年以内に現地預金の受入れ業務を停止しなければならない。そもそも内国企業に転換する)ことを義務づけていく。(第四二一条)。

国内運輸・広告・商業放送・テレビ局・新聞・雑誌および一切の生産物の国内販売に従事する新規の直接外国投資は認めない。本部門での現存の外国企業は、保険などと同様、本別度発効後三年以内に内国企業に転換しなければならない。(第四三一条) もちろん受入国の判断により特別の事情があると認められる場合、異なる基準を適用することができる。(第四四条)

(iv) 再投資 (reinversión)

外国投資家は、その株券、参加証券または債権を内国投資家に売却した時、または当該企業が解散した時は、投下資本を再輸出する権利を有する。

再輸出可能資本 (el capital reexportable) とは、登録されかつ実際に払込まれた初年度の直接外国投資および同一企業内でなされた再投資の合計から、もし純損金 (las perdidas netas) がある場合は、これを差引いた額と定義されている。(第八条)

(I) 利益送金

外国投資家は、予め権限ある国家機関の許可をえて、自由交換性を有する通貨にて、直接外国投資から得られた証明済純利益を年一四%を超過しない範囲で国外送金する権利を持つこととなつてゐる（第三七条）

外国投資家は、予め所定の税金を払つて、株券、参加証券および債券の売却により得た額を、国外に送金する権利を有する（第一〇条）また、企業解散の場合には、純資産の実際価格と再輸出可能資本との差額は資本の利益金となされ、予め所定の税金を支払つて国外へ送金することができる。（第九条）

(ii) 再投資 (reinversión)

外国企業の得た利潤の再投資は新規投資とみなされ、事前の許可と登録なくしては実施できない。また、加盟国政府は、外国企業の得た利潤の再投資に關し、年間当該企業の資本の五%を超過しない額については特別の許可なしにこれを認めることとされている。（第一三三条）

(v) クレジット (créditos)

企業が外国からクレジット導入契約を結ぶ場合は、権限ある国家機関の事前の承認を必要とし、そこに登録されねばならない。（第一四条）加盟国政府は、国家の参加していない外国企業が、クレジット導入契約を結ぶ場合は、直接的であると、公的または半公的機関によるものであるとを問わずいかなる方法でも保証することはできない。（第一五条）外国のクレジットの使用に基づく償還および利子の名目で企業がおこなう国外送金は、登録された契約の条項にしたがつて許可されることとなつてゐる（第一六条）

国内のクレジットに関しては、外国企業は理事会の定める細則の条件で、もっぱら短期資金のみを利用することができます。（第一七条）

(b) カルタヘナ協定の自由化計画の特権の享受

いざれかの加盟国の領域内に現存する外国企業で（一九七一年六月三〇日現在）自己の生産のためにカルタヘナ協定の自由化計画の特権を享有せんと希望するものは、本制度が効力を発効してから三年以内に、受け入れ国の権限ある国家機関と段階的かつ漸進的に、内国または合併企業に転換することを取り決めなければならない。その転換が行なわれる期間は、協定が効力を発してから、コロンビア、ペルーの場合は一五年、ボリビア、エクアドルは二〇年を超過してはならないとされている（第二一八条）。

カルタヘナ協定の自由化計画の特権を享有できる產品は、内国または合併企業に転換する過程にある外国企業により生産された產品のみが対象とされる。（第二一七条）

(f) 技術輸入・特許・商標等 (Importacion de tecnología, patentes, marcas etc.)

技術輸入および特許、商標に関するすべての契約 (contrato) は、審査され、かつ当該加盟国の権限ある機関の承認を求めるべきならない。（第一八条）そして、加盟国は、左記の条項を含んだ外国技術または特許の移転に関する契約の締結を許可しないこととしている。（第二一〇条）

- (a) 技術の提供が、買入れ国または企業にとって、資本財 (bienes de capital)、中間生産財 (productos intermedios) 一次産品 (materias primas) およびその他技術を特定の相手より購入する義務、または技術供給企業が指定する人員を永続的に雇用する (utilizar permanentemente) 義務をとるならう条項
- (b) 技術を売却した企業が、その技術を基礎として生産した產品の販売または転売価格 (los precios de venta o reventa) を決定する権利を留保するような条項。

(c) 生産の量および構造 (el volumen y estructura) に関する制限を含む条項。

(d) 競争関係にある技術の使用を禁止する条項。

(e) 技術提供者のために、全体的または部分的買上げ権 (opción de compra) を設定する条項。

(f) 技術を購入したものにたいし、その技術の使用によりえられた発明または改良を、供給者に移譲す *o* (transferir) ことを義務づける条項。

(g) 特許の所有者にたいし、未使用の特許についてもロイヤリティの支払を義務づける条項。

(h) その他同様の効果を生ずる条項。

すなわち、例外的な場合をのぞき、いかなる方法であれ、その技術を利用して製造された製品の輸出を禁止または制限する条項は認められない」ということである。(第一〇条)

いきに特許については、加盟国領土内における外国商標使用のためのライセンス契約 (los contratos de licencia) には次のような制限的条項を含むことはできないと規定している。(第一五条)

(a) 当該商標のもとに生産された製品またはそれに類似した製品を一定の国に輸出または販売する」とを禁止あるいは制限すること。

(b) 商標の所有者等が、自己の提供する一次産品か中間財および機械設備を使用するよう義務づける」と。但、例外的には承認。

(c) 商標の使用により生産された產品の販売または転売価格を指定する」と。

(d) 使用しない商標の分についても、その所有者にロイヤリティを支払うことを義務づける」と。

(e) 商標の所有者により提供または指名されたものを永続的に使用する」と義務づけること。

(f) その他同様の効果を生ずる条項。

この共通外資規則の制定にあたり、経済ナショナリズム派（ペルー、チリ）と隠健派（コロンビア、エクアドル）との意見対立がみられたが、各国の妥協により成立した。コロンビアを除く加盟国は一九七一年七月から実施してきただが、コロンビアは、その国内事情からその批准がおくれ、一九七二年二月の臨時国会で承認のはこびとなり、同年九月、国内法が公布された。だが現実には、その運用には、各国の事情が加味される可能性が大きいと予想されている。

このような、貿易自由化計画によって、関税、外資などの取扱いは、同時に多国籍企業の取扱いとも関係しているのは当然のことである。アンデス共同市場においては、一九七一年一二月九日から一八日、ペルーのリマ市で開催された第六回特別理事会において域内多国籍企業に関する統一規則・決議第四六条（多国籍企業についての統一規則ならびに域内資本の取扱いに関する細則）が定められ、カルタヘナ協定理事会により、八章六二一条および経過規定としての第九章A、B、C条からなる制度を採択した。これも考慮されねばならない制度であるが、別稿に譲らざるをえない。

以上

資料

翻訳文は "Texto del Acuerdo de Integración Subregional", Pacto Andino, Confederación Nacional de Comerciantes, LIMA, PERU, 1970. リマ第2回自由化計画 (Programa de Liberación) は本翻訳文の第五章第2節「对外共通関税 (Arancel Externo Común)」は第2章第6節のところ。共通外資政策について(セカンド・コモン・外資規則出理事會決議)四四号 (Decision No. 24, Tercer Período de Sesiones Extraordinarias

de La Comisión 14-31 de Diciembre de 1970, LIMA, PERU) と「外国資本の取扱いならむに注目・特許・商標・著作権・ライセンス等のロイヤルティ
及特許権」 ("Régimen Común de Tratamiento a Los Capitales Extranjeros y sobre Marcas, Patentes, Licencias y Regalías",
Acuerdo de Cartagena Junta) を出版されたのである。

協定文の邦訳文は、ETRICO (日本貿易振興会) 海外経済情報センター、「アンデス共同市場」(昭和四九年)を参照してある。